

質問者一覧表

令和8年定例会（6月定例会会議）

月 日 (曜)	質問区分	順序・氏名 (会派)				
		1	2	3	4	
6月10日(水)	一般質問	議員 (新政みえ)		議員 (自由民主党)	議員 (自民党県議団)	議員 (草莽)
		1	2	3	4	
6月12日(金)	一般質問	議員 (日本共産党)	議員 (公明党)	議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	5
6月16日(火)	一般質問	議員 (自由民主党)		議員 (新政みえ)	議員 (自由民主党)	議員 (新政みえ)
		1	2	3	4	

(参考) ・代表質問時間(答弁を含む。)は、一人70分程度 ・一般質問時間(答弁を含む。)は、一人60分程度

・関連質問

新政みえ	7回	自由民主党	6回	自民党県議団	1回	草莽	1回
公明党	1回	日本共産党	1回	参政党	1回		

6月8日の議事予定

議会運営委員会

開 議

諸報告

- ・ 人事委員会意見書の配付について
- ・ 請願の受理件数及び付託について
- ・ 陳情の受理状況について

日程第 1

議案第 79 号から議案第 91 号まで並びに諮問第 1 号
〔質疑、委員会付託〕

休会の件

散 会

総務地域連携交通常任委員会

議会改革推進会議役員会

令和 8 年定例会 9 月定例月会議における一般質問の 通告期限に係る対応について（案）

1. 経緯

令和 7 年 1 2 月 1 9 日の議会運営委員会において、9 月定例月会議における一般質問に関して、通告期限が早期になることについて何らかの協議をしてはどうかとの提起について、以下のとおりの取扱いとしたい。

2. 現行規定等

令和 5 年 1 1 月 1 5 日の議会運営委員会で決定した、質疑・質問等に係る議会運営委員会の申合せ事項で、質問日の休日を除く 3 日前の午後 1 時までとされている。

3. 9 月定例月会議の取扱いについて

9 月定例月会議の一般質問では、通告期限と質問日までの間に休日が多くあり、通告期限から質問日までの期間が長期間となっているものの、申合せどおり通告期限は変えないものとする。

ただし、9 月 2 8 日の一般質問の登壇予定者については、通告期限以降、大規模な災害の発生等、特別な事情の変更が生じ、通告済みの質問内容を変更する場合には、9 月 2 4 日午後 1 時までに申出るものとし、申出があった場合は、執行部と質問内容の変更について協議するものとする。なお、変更内容が特別の事情に該当するか判断できないときは、議会運営委員会において協議する。